

川崎市ウェルフェアテクノロジーフォーラムの運営に関する要綱

(目的)

第1条 川崎市ウェルフェアテクノロジーフォーラム（以下、「フォーラム」という。）は、産業と福祉の融合で新たな活力と社会的価値を創造することを目指す「ウェルフェアイノベーション」を推進するため、企業、市民、福祉事業者、大学、金融機関等の多様な主体により構成し、構成員相互の連携により、将来的な福祉課題を解決する新たな製品・サービスを創出・活用に取り組むとともに、「**Kawasaki Welfare Technology Lab**（以下「ウェルテック」という。）」を核とした支援を通じ、市内企業の福祉産業分野への参入や市外の福祉産業分野企業の市内への立地誘導を促し、福祉製品・サービスの開発・改良を促進することを目的とする。

(構成員)

第2条 フォーラムは、第1条の目的に賛同する会員をもって構成する。

2 会員とは、企業、市民、福祉事業者、大学、金融機関等であつて、参画申込に対して本市が登録を認める者をいう。

(会員)

第3条 フォーラムの会員になろうとするものは、別に定める参画申込書を事務局宛て提出し、本市が登録を認めることで、会員資格を得るものとする。なお、本要綱施行前に参画申込書を事務局宛てに提出した企業等は、引き続き会員として扱うものとする。

(退会)

第4条 会員は、退会しようとする場合は、その旨を書面により、事務局に届け出なければならない。

2 事務局の長は、会員にフォーラムの趣旨や方針に反するとみなされる行為等があった場合には、退会させることができる。

(連絡調整会議)

第5条 フォーラムの活動において、特にウェルテックの事業を共同・連携して推進するにあたり、関係団体での情報共有や意見の調整・確認等を行うため、関係者間の連絡調整の場として連絡調整会議を設置する。

2 連絡調整会議の構成は、別表1のとおりとする。

3 連絡調整会議は、必要に応じて関係団体にオブザーバーとしての出席を依頼し、その意見又は説明を聴くことができる。

(基準規格等検討分科会)

第6条 福祉製品の安全及び性能等を評価するために必要となる基準や規格等の策定に向けた検討を円滑に行うために、連絡調整会議内に基準規格等検討分科会（以下、「分科会」という。）を置く。

2 分科会の構成は、別表 2 のとおりとする。

3 分科会は、必要に応じて連絡調整会議や関係団体にオブザーバーとしての出席を依頼し、その意見又は説明を聴くことができる。

(会費)

第 7 条 フォーラムの会費については、無料とする。

(事務局)

第 8 条 フォーラムの事務局を川崎市経済労働局に置く。

2 事務局は、フォーラムの運営に必要な機能を担う。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、事務局の長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 14 日から施行する。

別表 1 （第 5 条関係）

団体名
国立大学法人東京科学大学
国立研究開発法人産業技術総合研究所
経済産業省
川崎市健康福祉局
川崎市経済労働局

別表 2 （第 6 条関係）

団体名
国立大学法人東京科学大学
国立研究開発法人産業技術総合研究所
独立行政法人製品評価技術基盤機構
川崎市経済労働局